

琴浦町国民保護計画

《 避難実施要領パターン 》

作成 2022年(令和4年)11月

琴 浦 町

目 次

I 避難実施要領パターンの作成に当たって.....	1
1 避難実施要領について.....	1
2 避難実施要領の様式.....	1
II 避難実施要領パターン.....	3
1 弹道ミサイル攻撃・N B C攻撃.....	3
(1) 通常弾頭の場合.....	3
(2) 核弾頭の場合.....	5
(3) 生物剤弾頭の場合.....	7
(4) 化学物質弾頭の場合.....	8
III 資料.....	111
資料1 避難実施要領様式例.....	111

実際に武力攻撃事態が発生した場合、○○と空欄で記されている部分に実際の状況をあてはめ、状況に応じて柔軟に対応していくものとする。

I 避難実施要領の作成に当たって

内閣官房「国民の保護に関する基本指針」の記載（抜粋）

- 市町村は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（次略）
- 市町村は、住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（次略）

1 避難実施要領について

町は、県から本町の住民に対し、避難指示の通知があったときは、関係機関（教育委員会などの本町の各執行機関、消防本部、県、警察署、自衛隊等）の意見を聴くとともに、琴浦町国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合、または事態の状況が変化した場合は直ちに避難実施要領の内容を修正する。

2 避難実施要領の様式

避難実施要領に定められた様式ではなく、事態に応じて必要事項を記載すれば良いものであり、より柔軟に対応することができるものであるが、あらかじめ必要と思われる項目を用意しておき、事案によって不明又は不必要的部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

一定の基礎情報、考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして、屋内避難と町域内避難・町域外避難の様式例を資料1のとおり示す。

また、現実に作成に時間的猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられるため、最小限の項目に限った避難実施要領の様式例も示しておく。

<避難実施要領の作成パターンについて>

類型 項目	弾道ミサイル迎撃・NBC攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭 である場合	化学物質弾頭 である場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 発射の段階で攻撃目標を特定することは困難 			
		<ul style="list-style-type: none"> 核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> 極めて短期間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。 			
避難先	<ul style="list-style-type: none"> 避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。 			
避難実施要領に盛り込むべき内容	<p>①屋外にいた場合 ②屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合 を想定して、避難方法について盛り込む。</p>			
		<ul style="list-style-type: none"> 安全が確認されるまで、むやみに外へ出ない。 手袋、カッパ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 タオルやマスクの使用等、内部被ばくを避ける方策について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、町民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 風向きが非常に重要なので、第一に風向きを確認する。 外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。

類型 項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。 攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

II 避難実施要領パターン

この避難実施要領パターンは、「琴浦町国民保護計画」の「避難実施要領の作成」において、あらかじめ、武力攻撃事態の様に応じて複数パターンの避難実施要領パターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。

ここでは、弾道ミサイル・N B Cミサイル攻撃（通常弾頭・核弾頭・生物剤弾頭・化学物質弾頭）の場合の避難実施要領パターンを作成しておくこととする。

1 弾道ミサイル攻撃・N B C攻撃

(1) 通常弾頭の場合

① 事態の状況

事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。これに基づき、知事は、避難の指示を行った。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう住民に対して、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

② 方針及び実施要領

全般的な方針

- ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレン、その他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。
- イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

避難実施要領

避 難 実 施 要 領 (弾道ミサイル)

琴浦町長

〇年〇月〇日〇時〇分現在

1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本町が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム (JALERT) による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことも留意しながら避難するよう周知する。

- ・近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・車両内にいる者は、むやみに車外へ出さずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・列車内にいる者は、むやみに車外に出さず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。

(2) 核弾頭の場合

① 事態の状況

事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、核弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。これに基づき、知事は、避難の指示を行った。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

② 方針及び実施要領

全般的な方針

- ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。
- イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

避難実施要領

避 難 実 施 要 領 弾道ミサイル（核弾頭）

琴浦町長

○年○月○日○時○分現在

1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（核弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本町が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（JALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことも留意しながら避難するよう周知する。

- ・近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・車両内にいる者は、むやみに車外へ出ず、ラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・列車内にいる者は、むやみに車外に出ず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。
- ・避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用して、風下を避け極力風向きと垂直方向に避難すること。
- ・木造家屋内にいる者は、状況により、放射線の遮へい効果が大きいコンクリート建物等への退避を検討すること。

(3) 生物剤弾頭の場合

① 事態の状況

事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、生物剤弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。これに基づき、知事は、避難の指示を行った。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

② 方針及び実施要領

全般的な方針

- ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。
- イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

避難実施要領

避 難 実 施 要 領 弹道ミサイル（生物剤弾頭）

琴浦町長
〇年〇月〇日〇時〇分現在

1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（生物剤弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本町が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（JALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことも留意しながら避難するよう周知する。

- ・近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・車両内にいる者は、むやみに車外へ出さずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・列車内にいる者は、むやみに車外に出さず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。

(4) 化学物質弾頭の場合

① 事態の状況

事態の状況及び避難の必要性

国の対策本部長は、化学物質弾頭を搭載した弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。これに基づき、知事は、避難の指示を行った。

そのため、町は、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するよう周知するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

② 方針及び実施要領

全般的な方針

- ア 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。
- イ 避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

避難実施要領

避 難 実 施 要 領 弾道ミサイル（化学物質弾頭）

琴浦町長
○年○月○日○時○分現在

1 警報の内容

国の対策本部長は、弾道ミサイル（化学物質弾頭）の発射が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに各人が迅速に対応できるよう、今後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難指示

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長からその都度の警報が行われることから、本市が着弾予測地域に含まれる場合においては、全国瞬時警報システム（JALERT）による防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、警報の内容に従い、住民を屋内に避難させる。

避難する期間については、ミサイルの規模やミサイルの弾頭に搭載された物質の種類等により、影響範囲や影響期間が異なるため、ミサイル着弾後に改めて県の指示があるまで、屋内への避難を継続する。

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、町民が近くの屋内に避難するよう周知徹底するとともに、以下のことにも留意しながら避難するよう周知する。

- ・近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中に避難すること。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
- ・屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること。
- ・車両内にいる者は、むやみに車外へ出さずにラジオ等で正確な情報収集に努めること。やむを得ず車を道路へ置いて避難するときは、道路の左端側に沿って駐車し、キーを付けたままロックをせずに避難すること。
- ・列車内にいる者は、むやみに車外に出さず、車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努めるとともに、乗務員の指示に従い、周囲の人々と協力して行動すること。
- ・着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示される「避難の指示」に従い行動すること。
- ・防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。
- ・服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用すること。
- ・化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従うこと。

III 資料

資料 1 避難実施要領様式例

例 1 屋内避難における避難実施要領の様式（例）

避 難 実 施 要 領 ()		琴浦町長
年 月 日 時 分現在		
屋内避難		
1 県からの避難の指示の内容		
2 事態の状況、関係機関の措置		
2-1 事態の状況		
発生時期	年 月 日 時 分	
発生場所		
実行の主体		
事案の概要と被害状況		
今後の予測・影響と措置		
気象の状況	天候： 気温： °C 風向： 風速： m/s	
2-2 避難住民の誘導の概要		
要避難地域		
避難先と避難誘導の方針		
避難開始日時		
避難完了予定日時		
2-3 関係機関の措置等		
措置の概要		
連絡調整先		
3 事態の特性で留意すべき事項		

4 住民の行動（基本事項）

屋内避難の指示を受けた場合の対応

屋内にいる場合

屋外にいる場合

5 情報伝達

避難実施要領の住民への
伝達方法

避難実施要領の伝達先

6 緊急時の連絡手段

琴浦町国民保護対策本部

TEL: 0858-52-2111

FAX: 0858-49-0000

例2 町域内避難及び町域外避難における避難実施要領の様式

避 難 実 施 要 領 ()		琴浦町長 年 月 日 時 分現在	
町域内避難 及び 町域外避難			
1 県からの避難の指示の内容			
2 事態の状況、関係機関の措置			
2-1 事態の状況			
発生時期	年 月 日 時 分		
発生場所			
実行の主体			
事案の概要と被害状況			
今後の予測・影響と措置			
気象の状況	天候 : 気温 : °C 風向 : 風速 : m/s		
2-2 避難住民の誘導の概要			
要避難地域			
避難先と避難誘導の方針			
避難開始日時			
避難完了予定日時			
2-3 関係機関の措置等			
措置の概要			
連絡調整先			
3 事態の特性で留意すべき事項			
事態の特性 (除染の必要性等)			
地域の特性			
時期による特性			
4 避難者数 (単位 : 人)			
地区名			合計
避難者数 (計)			

うち要配慮者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 事態の状況				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人員数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
集合場所・避難場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・徒歩・その他 ()			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要援護者その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			

	規制に当たる人数	
	規制場所	
警備体制	実施者の確認	
	警備に当たる人数	
	警備場所	

8 避難誘導方法

8-1 避難（輸送）方法

地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他（誘導責任者等）			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難開始日時			
	避難完了予定日時			
要援護者等の避難方法	その他（誘導責任者等）			
	誘導の実施単位			
	要配慮者への支援事項			
	輸送手段			
	避難経路			
	避難先			
	避難開始日時			
	避難完了予定日時			

8-2 職員の配置方法

配置場所	
人数	
現地調整所	
8-3 残留者の確認方法	
確認者	
時期	
場所	
方法	
措置	
終了予定日時	

8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法

食事時期	
食事場所	
提供する食事の種類	
実施担当部署	

8-5 追加情報の伝達

基本事項	
事態の特性	
時期の特性	
一時集合場所	

での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
(心得・安全確保・服装等)	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への 伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡手段	
琴浦町国民保護対策本部	TEL:0858-52-2111 FAX:0858-49-0000

例3 最小限の項目に限った避難実施要領の様式

避 難 実 施 要 領 ()		琴浦町長
年 月 日 時 分現在		
1 警報の内容 (事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)		
2 避難指示 (要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)		
3 避難の方法に関する事項（法第61条第2項第1号）		
要避難地域		
要避難者数		
うち要援護者数		
避難先地域		
一時避難場所及び集合方法		
集合場所		
避難経路		
避難手段		
避難開始日時		
4 避難の実施に関し必要な事項（法第61条第2項第3号）		
避難施設	名称	
	所在地	
	連絡先	
避難にあたっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)	
追加情報の伝達方法		
5 避難住民の誘導に関する事項（法第61条第2項第2号）		
職員の配置場所・人数		
職員間の連絡方法		

要配慮者の避難誘導方針	
残留者の確認方法	
6 緊急時の連絡手段	
琴浦町国民保護対策本部	TEL: 0858-52-2111 FAX: 0858-49-0000